



小田原市における地域脱炭素化促進事業について

小田原市 環境部
ゼロカーボン推進課

2023年5月26日



位置：新幹線で東京駅から約35分

気候：黒潮の影響により温暖な気候条件を有し、背後に箱根外輪山をひかえ、年平均気温は16℃程度、年間2,000mm程度の降水量と暮らしやすい気候

特徴：首都圏でありながら森・里・川・海がそろった豊かな自然環境とその恵みにより、歴史・文化・地場産業が成り立ってきた。

人口：**186,808** 人

世帯数：**84,097** 世帯

面積：**113.60** km²

市の予算額（2023年度）

● 予算総額 **1,893**億308万6千円（過去最大 前年比+10.77%）

● 一般会計 **748**億円（過去最大 前年比+5.35%）

● 特別会計 **801**億7,877万4千円（過去最大 前年比+20.67%）

● 企業会計 **343**億2,431万2千円（過去最大 前年比+2.59%）

地目別土地面積 ※河川を除く（2018年1月1日現在）

19.69 km²



宅地

24.46 km²



田畑

13.34 km²



原野・地沼

18.26 km²



山林

6.45 km²



雑種地

22.79 km²



その他
学校用地など



2. 市域における脱炭素化施策【緩和策】

- 「小田原市気候変動対策推進計画」の、**第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】**を**地方公共団体実行計画区域施策編**として策定。
- **国の目標**（2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減）を**上回る削減目標**を設定。
- そのための施策の一つに**再生可能エネルギーの導入促進**を挙げ、具体的な取組として「**地域脱炭素化促進事業の促進**」を位置付け。

《目標》2030年度に、二酸化炭素排出量を2013年度比50%削減

具体的な施策

● 施策1 再生可能エネルギーの導入促進

【目標】市内の再エネ導入量を2019年度（34千kW）の約5倍（150千kW）

市内建物のうち設置可能な屋根の**3分の1程度に太陽光発電設備**の導入

公民連携による脱炭素型ビジネスの創出・促進

地域資源の最大活用と全体最適エネルギーマネジメントによる好循環創出

エネルギーの地産地消と平時・非常時のレジリエンス強化

【取組】**地域脱炭素化促進事業の促進**、住宅や建築物に対する取組、利用可能な土地等への再エネ導入、公民連携事業 等

● 施策2 省エネルギー等の環境配慮行動の促進

【目標】乗用自動車の10%を電気自動車に代替

● 施策3 脱炭素型のまちづくり

【目標】公共交通等の交通分担率を56%に向上

● 施策4 省資源・循環型社会に向けた脱炭素化の推進

【目標】家庭ごみ1人1日当たりの燃せるごみ排出量459gに減少

● 施策5 吸収源対策

【目標】小田原市森林整備面積を28haに維持

● 施策6 情報提供や意識啓発の実施【全施策共通】

【目標】50%以上の人に取り組んでいる「ゼロカーボンアクション30」の項目数を15項目に増加

小田原市気候変動対策推進計画

第1章 計画の背景

第2章 計画の基本的事項

第3章 市域における脱炭素化施策【緩和策】

第4章 市役所としての脱炭素化施策【緩和策】

第5章 気候変動適応策

第6章 推進体制と進行管理

- 野心的な再エネ導入目標の実現に向けて早期に再エネ導入を促進したい
- 地球温暖化対策推進法に基づく県基準は制定されていない

→ **“第1弾”として確実なエリアを促進区域に設定。県基準が制定された場合には見直し。**

- これまで地元で迷惑施設と捉えられる再エネ事業は少ない

→ **一般的な計画策定と大差ない手続による実行計画策定。**

→ **まずは予め設定する促進区域内に再エネを誘導することを優先。認定事業が形成される必要はない。**

- 一部には、法の規制を受けないが、地元で懸念を抱かれる再エネ事業も顕在化
- 抑制的な条例については、裁判所の判例でも、規制手続きは、必要な範囲で合理的な制約を課することができるものの、条例は国の認定を拘束するものではなく、事業実施は国との間で解決するのが相当とされている

→ **予め設定する促進区域外でも、事業提案型で促進区域を追加可能とする。ただし、予め設定する促進区域内とメリハリをつけ、より丁寧な合意形成プロセスを設ける。**

→ **事業者にとって事業認定を受けるメリットとして、補助金を検討。**

4. 小田原市の「地域脱炭素化促進事業の促進」の特徴

これまでの取組や実績を踏まえつつ、小田原市が目指すまちづくりに資するものとして「地域脱炭素化促進事業の促進」を設定。

促進に関する各事項のポイント

区域

住宅等の屋根を中心に導入を後押しすること、森・里・川・海がそろった自然環境は受け継いでいくものとし、促進区域を設定。
(促進区域外であっても事業提案型は可)

種類、規模

本市において最もポテンシャルが高く、活用の実現性の高い太陽光発電を促進する再エネの種類に設定。
県のアセス条例未満の規模。

一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

これまでのエネルギーマネジメントの取組やそれを通じてエネルギーの自給を進めてきた流れに沿うよう取組の内容を設定。

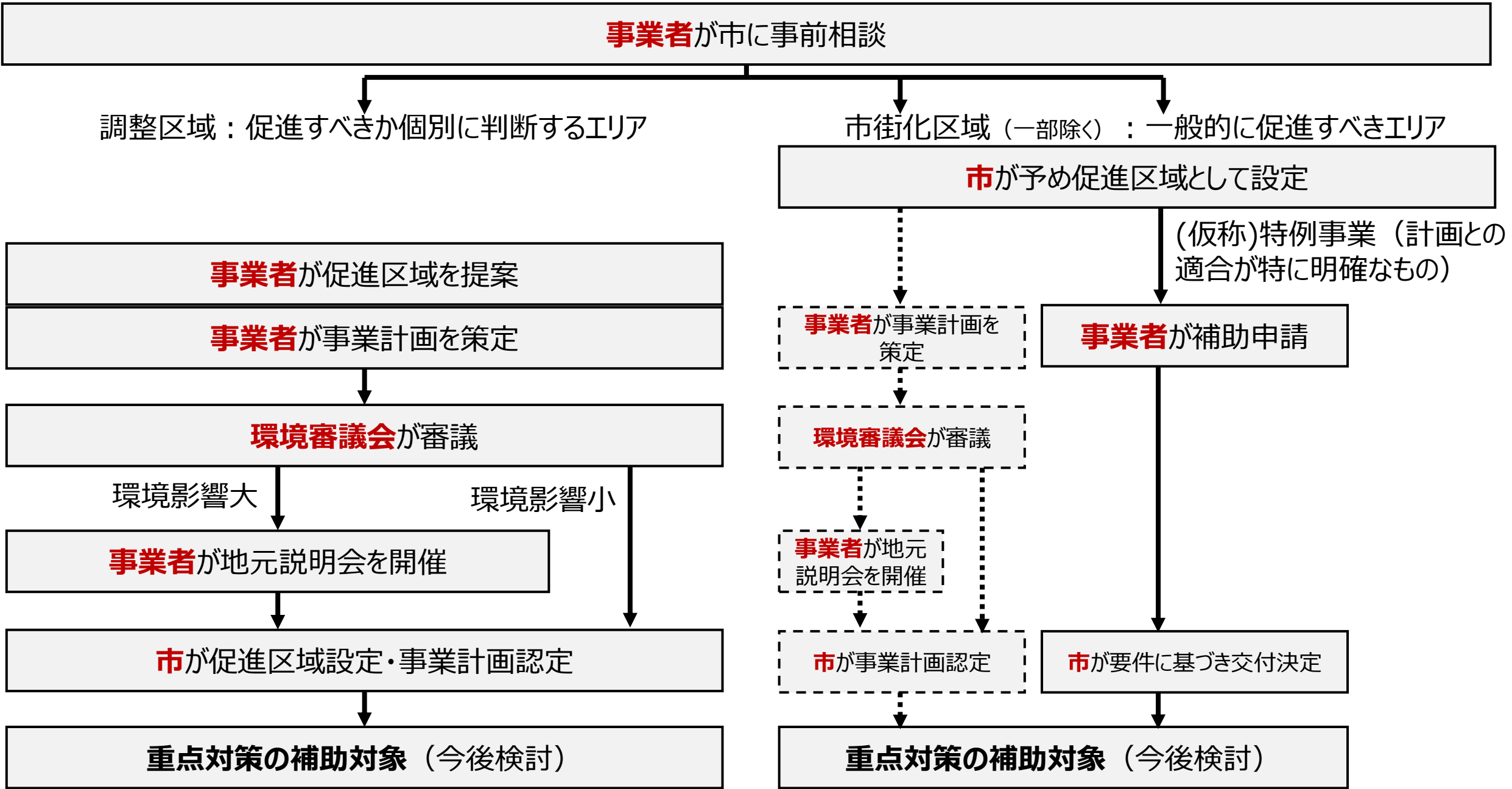
環境の保全のための取組

太陽光発電が対象のため、「屋根設置」と「地上設置」の場合を記載。
国の定める除外すべきエリアなどの基準に加え、本市の景観条例や自然環境の特徴に基づいて配慮を求める。

経済及び社会の持続的発展に資する取組

エネルギー条例に基づいて認定している「市民参加型再生可能エネルギー事業」と遜色ないよう取組の内容を設定。

5. 小田原市地域脱炭素化促進事業の手続フローのまとめ（現時点案）



6. 検討会での論点に対する意見

意見①【市町村の負担軽減】迷惑施設と捉えられる再エネには対応を厳格化いただきたい

- ・地域との円滑な合意形成のためには、再エネ特措法改正で盛り込まれた説明会の義務化は期待できる。しかし、事業者からの一方的な説明では円滑な合意形成に至らない。地元からの意見を聴き、それに対する事業者の回答を義務とするなど、**双方向のコミュニケーションを義務化**していただきたい。
- ・一方、地域共生型再エネに対しては、手続きが増えることにより再エネ導入の障壁となってはならない。**市区町村が定める地域脱炭素化促進事業に適合するもの（事業計画認定を受けないものを含む）**については、地域の実情に応じた方法に委ね、**再エネ特措法改正で義務付けられる要件によらず説明会開催は対象外**とするなど、柔軟な制度を設計いただきたい。また、再エネに関する制度改正など、関係省庁の情報をまとめて自治体に提供いただきたい。
- ・再エネが迷惑施設と捉えられる理由に、土地の安定性への影響がある。発電設備の安全性は、本来、産業保安監督部が指導することとされている。**産業保安監督部に自治体からの相談窓口を設置**するなど、監督官庁との連携を強化いただきたい。

意見②【市町村へのインセンティブ強化】地域脱炭素化促進事業制度による再エネ拡大を支援いただきたい

- ・建築物省エネ法の改正により、市町村が同法に基づく促進区域を定めた場合には、建築士は建築主に対して再エネ設備について説明義務を負うこととされた。これは、環境影響が小さい建築物屋上への太陽光発電設置促進策として期待できる。**温対法の促進区域の設定を以って、建築物省エネ法の促進区域とできる**など、一体的な運用を検討いただきたい。
- ・その他、太陽光発電の導入促進を訴求する好機として、**都市計画法に基づく開発許可**や、**国土利用計画法に基づく土地の取引の届出**が考えられる。これらの**手続き時に地域脱炭素化促進事業制度を周知**するなどの制度間の連携強化を、**国においても関係省庁連携して支援**いただきたい。
- ・地域脱炭素化促進事業を定めた市町村をブランド化し、カーボンニュートラルに積極的な企業誘致につなげるとともに、地域での再エネ事業人材育成や、再エネ業界団体とのコネクティングなど、再エネ拡大の実効的な支援をいただきたい。

6. 検討会での論点に対する意見

意見③【市町村へのインセンティブ強化】「地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組」として、地域貢献としての再エネの地産地消の価値を明確にする制度づくりを検討いただきたい

- ・再エネの地産地消は、地域のエネルギー収支の改善やレジリエンスの観点から志向されることが多いが、裨益する対象者や定量的な価値が曖昧であり、具体的な需要家や市民に対しては道徳的な趣旨でしか訴求できていない。
- ・本市の脱炭素先行地域計画では、地産の再エネに経済的な付加価値を付け需要家に提供することを検討している。（参考資料）
- ・地域貢献として、**地産の再エネの価値を明確化し、地消する需要家を評価する制度づくり**を検討いただきたい。

意見④【事業者へのインセンティブ強化】地域共生型再エネへの経済的インセンティブを強化いただきたい

- ・**重点対策加速化事業**は、地域共生型再エネのインセンティブとして期待できる。しかし、余剰電力は公共施設または農林水産関連施設のみに供給することが要件となっており、活用の障壁となっている。**市区町村が定める地域脱炭素化促進事業に適合するもの（事業計画認定を受けないものを含む）**については、**要件を緩和**いただきたい。
- ・重点対策加速化事業・脱炭素先行地域づくり事業では、カーポート型太陽光発電のうちカーポート部分は交付対象外とされている。カーポート型太陽光発電は環境影響が小さい形式であり、国の他の補助金ではカーポート部分も補助対象とされている。一方、土地の造成を行う太陽光発電事業は、環境影響が大きい可能性が高いが、その費用を補助対象とするか否か制度によって分かれている。**地域共生型再エネを推進するよう交付対象の整合を図って**いただきたい。
- ・重点対策加速化事業は5年間の支援であるため、税制優遇や投融資など、恒久的な経済的インセンティブを検討いただきたい。

6. 検討会での論点に対する意見

意見⑤【事業者へのインセンティブ強化】促進区域の設定等によって、系統接続が円滑となる制度づくりを検討いただきたい

- ・再エネ事業者にとって、系統への接続協議に要する時間・手間は再エネ導入の課題の一つと考えられる。
- ・一般送配電事業者にとっても、今後再エネが集中的に導入されるエリアが事前に把握できれば、効率的な系統整備も可能になると考えられる。
- ・本市では、一般送配電事業者のウェルカムゾーンマップや空容量マッピングを活用して、系統の空きがある可能性が高いエリアを事前に示すことで系統への接続協議を円滑化することを検討している。また、再エネポテンシャル・導入目標、まちづくりにおける人口予測・企業誘致など電力需要、系統の空き容量などの情報を重ね合わせることにより、都市整備と電力系統を一体と捉えて社会全体として最適となるような再エネ促進エリア・系統整備エリアを立案することを考えている。
- ・一般送配電事業者と市町村の協議により、系統情報を含めた・系統整備計画と連携した促進区域の設定を推進する制度づくりを検討いただきたい。

意見⑥【事業者へのインセンティブ強化】事業計画認定手続をより合理的かつ地域の合意形成に役立つものに改善いただきたい

- ・地域脱炭素化促進事業の事業計画申請書において、①事業報告書・貸借対照表・損益計算書、②売電収入の見込み、③必要な資金の額及びその調達方法を添付・記載することとされている。しかし、これらは事業者の企業機密に関わることから事業計画申請のハードルとなり得るうえ、認定基準とは関わりがない。これらの項目は記載を不要とするよう改善いただきたい。
- ・一方、地域の合意形成を円滑に行うためには、事業者の出資元、経営者の略歴、過去の再エネ事業の実績などが信頼感の醸成につながると考えられるため、事業計画申請時にこれらを提供するよう運用を改善いただきたい。

- 配電網レベルでの新たなエリアエネルギーマネジメントを背景に、先行する脱炭素投資が地域全体の脱炭素移行を牽引する相乗効果モデルを構築。
- 脱炭素社会へのいち早い適合を、小田原の玄関口たる中心市街地の魅力向上・活性化への好機と捉え、継続的な好循環を創出していく。

新たなエリアエネルギーマネジメントプラットフォーム

地域大で再生可能エネルギーを最適活用（無駄なく地産地消）

- ① “地産”再生可能エネルギーの潜在価値の最大限発揮・地方創生
- ② 脱炭素移行の先行投資とともに、地域活性化の好循環創出

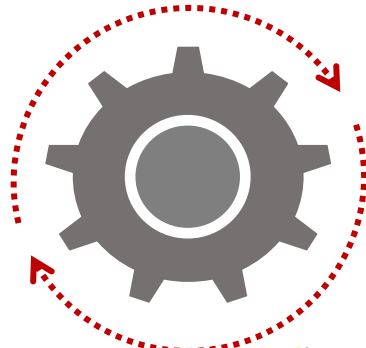
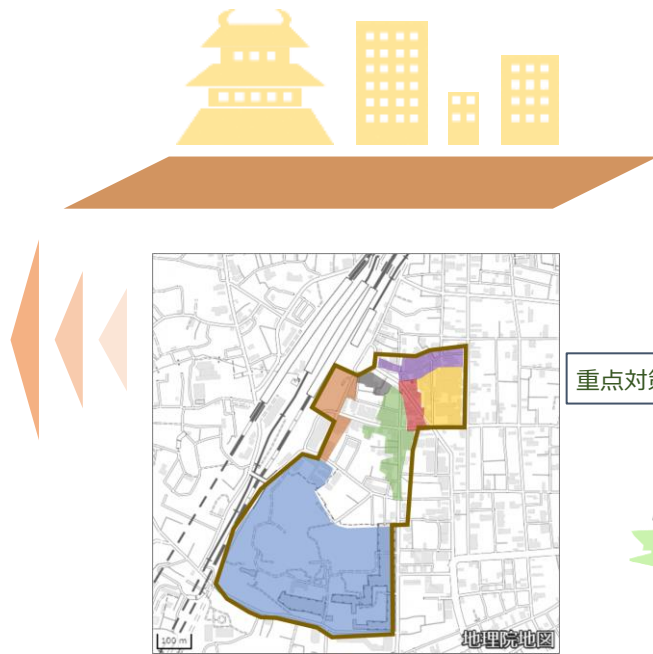
地域のグリーンリカバリー

- ① 徹底した省エネルギー化
- ② 再エネ調達
- ③ EVを活用した脱炭素型サービスの実装

- ・ 脱炭素移行に資する投資を促進、エリアの価値向上へ
- ・ 脱炭素適合ビジネスの拡大と新たな脱炭素投資の呼び込みの継続的な好循環を創出



小田原城 + 中心市街地エリア



重点対策加速化事業

市内再エネ余剰、調整力の活用



大規模新築エリア



“追加性”ある脱炭素投資

- ① 脱炭素リーディング施設
- ② 地産再エネの積極調達
- ③ オフサイトPPAを駆使し地域へのリソース導入を牽引

- ・ 脱炭素先行投資が、地域の脱炭素化も牽引（新たな地域貢献の選択肢の提示）
- ・ エリアエネルギーマネジメントプラットフォームを介した好循環



金融機関

地域の脱炭素移行を支えるインパクトファイナンス

地域企業の脱炭素適合によるサステナビリティ、企業価値向上を評価
地域エネルギーリソース導入へのファイナンス

ご清聴ありがとうございました。

小田原市気候変動対策推進計画はこちらからご参照ください。



小田原市公式サイト